

## 第1部 - 第3 男女平等社会の実現

### 基本的な考え方

何人も男女の性別にかかわらず個人として尊重され、対等のパートナーとして社会のあらゆる分野に参加し、個性と能力を十分発揮できる男女平等社会の実現は、今世紀のわが国のあり方を決定する最重要課題の一つです。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成12年には同法に基づく男女共同参画基本計画が策定されるなど、法律や制度のうえでは男女共同参画社会の形成に向けた整備が進んでいます。しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担の強制や就労の場における性別による格差、女性の性的側面のみを強調した性表現や女性に対する暴力など、依然として構造的な差別や偏見が根強く残っています。取り組むべき課題は、社会制度や慣行、一人ひとりの意識とも深く関わり、その解決には継続的な努力が必要です。また、男女平等社会の形成は、基本的人権に深くかかわる問題であるとともに、社会状況の変化に対応した適切な取り組みが絶えず求められています。

市では、昭和60年に「婦人行動計画」を策定し、昭和63年には「女性憲章」を制定するなど、早くから男女平等社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。平成15年には「男女平等行動計画」を策定し、平成18年4月には「男女平等参画条例」を施行するとともに、男女平等参画審議会及び男女平等参画相談員を設置しました。今後は、条例の普及・啓発を図るとともに、関係市民団体との協働体制や庁内の計画推進体制の整備を図りながら施策を推進していきます。

今後は、これまでの取り組みに加え、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のとれた社会を実現するための啓発や支援を行うほか、女性のチャレンジ支援事業の推進や女性の生涯を通じた健康支援を行うなど、男女平等参画社会の実現に向け、さらなる環境整備に努めていきます。

### まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	34.4%	34.3%	31.2%	50%

市の市民会議、審議会等の委員全体に占める女性委員の割合です。平成18年3月に定めた「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」に基づき、男女平等参画条例の趣旨を踏まえた男女の比率の均衡が図られるよう、積極的な格差是正をめざします。

### 施策・主な事業の体系

#### 1 条例・計画の推進

(1)「男女平等参画条例」の普及・啓発	「男女平等参画条例」の普及・啓発
(2)「男女平等行動計画」の推進	「男女平等行動計画」の推進

#### 2 相談体制の充実

(1)相談体制の充実	男女平等参画相談員の活用 相談事業の充実
------------	-------------------------

#### 3 人権を尊重する男女平等意識の醸成

(1)人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成	性別役割分業に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等の意識形成
	幼児期からの平等教育の充実
	家庭・教育関係者の意識改革の推進
(2)人権としての性の尊重	性の自己決定能力を育てる性教育の推進

	性の商品化への批判力の形成
(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力、性暴力・ストーカーの防止に向けた施策の推進
	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発事業等の実施

#### 4 あらゆる分野における男女平等参画の推進

(1) 政策形成過程への女性の参画推進	審議会等への積極的格差是正措置の導入
	男女平等参画人財リストの活用
(2) 地域活動への男女平等参画促進	活動時間、運営方法等の配慮要請
(3) 仕事と家庭・地域生活の調和のとれた社会の実現	仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現のための事業の推進
(4) 国際交流・平和活動における男女平等の視点導入	「開発と女性」の視点に立った事業の実施

#### 5 就労の場における男女平等の実現

(1) 就労の場における男女平等参画の推進	法改正・労働関係情報の提供充実と市内民間事業者への啓発
(2) 市の率先行動	積極的格差是正措置の導入
	均等待遇原則等の研究
(3) 多様な働き方を推進するための雇用環境整備	女性のチャレンジ支援事業の推進
(4) 職業生活と家庭生活の両立支援	職業生活と家庭生活の両立支援

#### 6 生涯を通じた女性の健康づくりの支援

(1) 「性と生殖に関する健康・権利」の確立	「性と生殖に関する健康・権利」の普及・啓発
	女性の生涯を通じた健康支援
(2) 母性の保護と母子保健の充実	母子保健・医療等の推進 (「第6部 - 第2 子育て支援の充実」参照)

#### 7 男女平等参画を支える社会づくり

(1) 子育て支援の充実	子育て支援の充実 (「第6部 - 第2 子育て支援の充実」参照)
(2) 介護保険制度の充実	介護保険制度の運営 (「第5部 - 第2 高齢者福祉の充実」参照)
(3) 高齢者・障がい者・ひとり親家庭の自立支援	母子生活支援施設の建替え (「第6部 - 第2 子育て支援の充実」参照)
	在宅自立生活の支援 (「第5部 - 第2 高齢者福祉の充実」参照)
	地域における自立生活の支援 (「第5部 - 第3 障がい者福祉の充実」参照)
	ひとり親家庭の支援 (「第6部 - 第2 子育て支援の充実」参照)

#### 8 推進体制の整備

(1) 女性交流室の機能拡充	女性交流室の機能拡充
(2) 推進体制の整備	男女平等参画審議会の積極的活用
	庁内連絡会議の機能充実
	市民・関係団体との協働による推進

## 主要事業（ で示しています）

### 1 - (1) - 「男女平等参画条例」の普及・啓発

平成18年4月に施行された男女平等参画条例の普及・啓発に努めるとともに、男女平等参画審議会や男女平等参画相談員を始めとする、同条例に基づく男女平等参画の取り組みを推進します。

(市・市民・関係団体・NPO・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
「男女平等参画条例」の普及・啓発	普及・啓発	条例制定、普及・啓発	普及 啓発			▶

### 1 - (2) - 「男女平等行動計画」の推進

男女平等参画社会を実現するため、男女平等行動計画の推進を図ります。計画の推進にあたっては、取り組み状況の評価・検証を行うとともに、施策の進捗状況を明らかにします。

(市・市民・関係団体・NPO・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
「男女平等行動計画」の推進	推進	推進	推 進			▶

### 3 - (3) - 配偶者等からの暴力、性暴力・ストーカーの防止に向けた施策の推進

#### 3 - (3) - セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発事業等の実施

身体的、性的、心理的暴力などあらゆる暴力は、人権侵害であり、決して許されません。配偶者暴力防止法、ストーカー防止法に基づく暴力や、男女雇用機会均等法に基づくセクシュアル・ハラスメントについて、市民・事業者に対し、暴力防止・人権侵害防止に向けた意識啓発事業を充実します。また、配偶者暴力対策については、庁内各部課や関係機関とのネットワーク化の充実強化を図るとともに、加害者の更生を含めた被害者の支援のあり方について検討します。

(市・都・国・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
啓発事業の実施	実施	実施	実 施 充 充			▶

4 - (3) - 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現のための事業の推進

男性も女性も生活が多様化する中で、仕事・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルが必要となっていることから、ワークライフバランスのとれた社会を実現するための啓発・支援を行います。

東京都労働情報相談センターや三鷹商工会等と連携し、ワークライフバランス実現のための事業者支援や勤労者支援のための事業を実施します。

(市・都・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現のための事業の推進	推進	推進	推進			▶

**新規・拡充事業(示しています)**

2 - (1) - 男女平等参画相談員の活用

2 - (1) - 相談事業の充実

配偶者等からの暴力、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなどに対し、状況の変化に応じた適切な対応ができるよう関係機関との連携を図りながら、男女平等参画相談員などによる相談事業の充実に努めます。

(市・都・関係機関)

4 - (1) - 審議会等への積極的格差是正措置の導入

市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準に基づき、市の市民会議、審議会等における男女の構成の均衡を図るよう努めていきます。

(市)

5 - (2) - 積極的格差是正措置の導入

5 - (2) - 均等待遇原則等の研究

男女共同参画社会基本法では、自治体も男女平等の実現に向けた取り組みを具体化する努力義務について触れています。市政を担う女性職員の登用に積極的に取り組むとともに、性別に偏りのない職員配置や事務分担に努め、できる限り数値目標を設定します。また、男性も利用しやすい育児休業制度の充実に努めるとともに、均等待遇原則(同一労働同一賃金の原則及び同一価値労働同一賃金の原則に基づき、同一価値の労働には同じ賃金が支払われるという原則)など男女平等社会の実現に関わる諸制度について研究します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

5 - (3) - 女性のチャレンジ支援事業の推進

これまで、市では関係機関と協力して就職・SOHO・起業支援などを行ってきました。

多様な生き方が選択できる社会を実現するため、意思決定過程への女性の参画、従来女性の少ない分野への就労、再就職支援などの女性のチャレンジ支援事業を実施します。

(市・市民・国・都・関係機関・関係団体・NPO等)

6 - (1) - 「性と生殖に関する健康・権利」の普及・啓発

6 - (1) - 女性の生涯を通じた健康支援

「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「人間の生殖システム、その機能と(活動)家庭のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。こうしたことを踏まえ、「性と生殖に関する健康と権利」の普及・啓発を行うとともに、女性の生涯を通じた健康を支援する総合的対策を図ります。

(市・都・国・市民・関係機関・関係団体)

8 - (1) - 女性交流室の機能拡充

女性交流室の機能としての市民への情報提供、交流の場の提供、相談機能などについて、さらなる拡充を検討していきます。

(市・市民・関係団体・NPO等)

8 - (2) - 男女平等参画審議会の積極的活用

8 - (2) - 庁内連絡会議の機能充実

時代の変化に対応した男女平等行動計画の推進を図るため、男女平等に関する重要課題や新しい課題について、男女平等参画条例に基づき設置された男女平等参画審議会の積極的活用により、専門家や市民の立場からの意見・助言を取り入れていきます。

また、男女平等施策は、多分野にわたり総合的な取り組みが必要です。こうしたことから、男女平等参画の視点で各種施策を推進するため、庁内連絡会議の機能充実を図るとともに、関係部署との連携により積極的な事業を推進します。

(市・関係団体・学識者)